

(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株主各位

第153回定時株主総会招集ご通知
(交付書面省略事項)

日清オイリオグループ株式会社

■事業報告

- ・ 会計監査人の状況 . . . 1 頁
- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況 . . . 2 頁
- ・ 会社の支配に関する基本方針 . . . 8 頁

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書 . . . 9 頁
- ・ 連結注記表 . . . 10 頁

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書 . . . 22 頁
- ・ 個別注記表 . . . 23 頁

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人 トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分 | 監査証明業務に 基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に 基づく報酬 (百万円) |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 当 社 | 82 | — |
| 連結子会社 | 9 | — |
| 計 | 91 | — |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めておりません。
2. 当事業年度における監査証明業務に基づく報酬には、前事業年度に係る追加報酬6百万円を含めております。
3. 海外子会社のうち、日清奥利友（中国）投資有限公司およびIntercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd. 他6社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人が加盟するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedの現地事務所が行っております。また、PT Indoagri DaitocacaoについてはErnst & Youngの現地事務所が同社の計算関係書類の監査を行っております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠となる監査時間、会計監査の職務遂行状況について必要な検討を実施し、報酬等の額について検証を行った結果、会社から提示された金額は妥当であると判断し同意しました。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、当社が定めた会計監査人の評価に関する基準に基づき、会計監査人の適切性を評価し、適切でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりです。

(1) コーポレート・ガバナンスの主要な体制

- (a) 取締役会は、社外取締役複数名を含む構成とし、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督し、当社グループの業務の適正の確保を図る。
- (b) 執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。取締役会にて選任された執行役員は、会社の業務執行の責任・権限を付与され、会社との委任契約により善良な管理者としての注意をもって、その責務を担う。また、当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にする。
- (c) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するとともに執行役員の業務執行状況および取締役会による執行役員の業務執行監督状況を監視し、検証する。
- (d) 内部監査部門は、代表取締役社長直轄で、他の業務執行ラインから独立した組織とし、執行役員の業務執行状況、損失の危険の管理状況、当社グループにおける業務の適正性等について監査する。また、内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念およびコアプロミスに基づく「日清オイリオグループ行動規範」を制定し、当社グループ全体への浸透を図る。
- (b) 当社の取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定める。
- (c) 当社グループの取締役・執行役員・使用人は、反社会的な勢力に対して屈することなく毅然とした態度で臨む。
- (d) 当社の取締役会が設置する企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理に対する取組みの統括管理を行い、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図る。
- (e) 当社は、企業倫理ホットラインを設置し、子会社も対象として通報を受け付け、提供された通報については企業倫理委員会で審議し、再発防止を図る。
- (f) 当社の法務部門は、当社グループ全体へのコンプライアンス浸透のための施策を行う。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループのリスクマネジメントは、取締役会が設置するリスクマネジメント委員会が主管する。同委員会は当社グループにおけるリスクマネジメントの中核となり、その対応にあたる。また、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図る。
- (b) 当社グループにおける投融資案件のリスク管理については、投融資規程に基づき管理する。
- (c) 当社グループは、各種リスクへの対応のため、委員会、部門、規程類等、管理体制を整備し、恒常的な見直しを行う。

- (d) 当社の部門長および子会社の代表者は、法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実の発生を遅滞なく掌握し、当社の担当執行役員、および発生した事案の性質に即した当社の関連部門・経営企画部門に対して、速やかに報告を行う責任を負う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社グループは、取締役会規程などの社内規程に基づく意思決定および職務権限のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
 - (b) 当社の執行役員会は執行役員会運営規程に従い、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意思決定、および業務執行状況の報告ならびに確認を行う。
 - (c) 当社の取締役会および執行役員会は、取締役の職務執行および執行役員の業務執行の効率性を高めるために、各種審議委員会等を設置する。
 - (d) 当社の担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導する。また、子会社全体の管理を行う担当部門を置き、企業集団としての戦略と子会社運営の適正性を総合的に評価する。
 - (e) 各事業年度の当社グループ経営計画において、当社の部門および子会社ごとに目標および予算配分等を定める。当社の各部門および各子会社を担当する執行役員は、当社グループの経営計画を構成する当社の各部門および各子会社の目標を達成する責任を負う。
 - (f) 当社の経営企画部門および財務部門は、当社グループの経営計画および損益計画の進捗管理のための管理システムを構築し、適時改善を図る。
- (5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (a) 取締役会の構成員が相互に職務執行状況の確認ができる体制を確保するという視点から、取締役会規程・同運用基準、文書管理規程等の見直しおよび整備を行う。
 - (b) 社内の重要情報へのアクセス等、社外取締役および社外監査役による情報の収集における利便性の向上を図る。
- (6) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、関係会社管理規程に定める。同規程に定めるところに従い、当社は、子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告をさせるものとする。
 - (b) 子会社の非常勤取締役を親会社から選任する。非常勤取締役は、子会社の独立企業としての発展と連結経営における企業価値の最大化を共に実現すべく、業務執行状況を監督する。また、国内の子会社については親会社から非常勤監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定が可能な場合においても、業務監査権限を付与する。
 - (c) 子会社において、法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実が発生した場合には、子会社の取締役、監査役および使用人は、当該子会社を担当する執行役員に速やかに報告を行う。

- (7) その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- (a) 「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社グループの財務報告の適正性確保に必要な内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行う。
 - (b) 海外子会社の会計監査を原則として当社会計監査人のネットワークファームに委嘱することとする。
- (8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (a) 監査役の職務の補助は、専任の使用人を配置することを基本方針とする。人事異動、人事考課等について取締役および執行役員からの独立性の確保に配慮する。
 - (b) 前号に関わらず、監査役の職務の補助を兼任で行う者は、監査役から指揮命令を受けた場合、特段の理由がない限りはこれを優先させなければならない。
 - ② 監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また重要な意思決定に係る文書を閲覧することができる。
 - (b) 法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実が発生した場合には、取締役、執行役員および使用人は監査役に対し速やかに報告を行う。
 - (c) 子会社において前号の事態が発生した場合、当該子会社を担当する執行役員は監査役に対し速やかに報告を行う。
 - (d) 子会社の取締役および使用人においても、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (e) 企業倫理ホットラインの担当部門は、通報の内容につき、監査役に対し報告を行う。
 - (f) 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。
 - ③ その他
 - (a) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、毎年、監査計画に応じた予算を設ける。
 - (b) 監査役がその職務の執行について、会社法に規定される費用の前払い等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (c) 経営企画部門等の管理部門が監査役監査に協力すること、取締役、執行役員および重要な使用人は監査役からの質疑等に対し速やかに回答することを規定する。
 - (d) 代表取締役社長は、監査役および会計監査人それぞれと定期的に意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制については、以下の内容をはじめ、上記の決定内容に沿った運用を行っております。

(1) コーポレート・ガバナンスの主要な体制

- ・ 当社の取締役会は、3分の1を独立社外取締役で構成し、取締役会規程等に基づいて重要事項を決定しております。また、取締役会では定期的に業務執行取締役の職務執行状況が報告されております。
- ・ 取締役会の実効性を担保し、向上させるため、各取締役・監査役による取締役会の実効性評価を実施しました。さらなる実効性の向上に向け、調査結果から抽出した重点的に審議・対応すべき課題を中心に一層議論を深め、必要な対応を図っております。
- ・ 社外取締役と社外監査役で構成する社外役員協議会、および指名諮問委員会において、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた体制のあり方等について、意見交換を行っております。
- ・ 取締役会で選任された執行役員は、執行役員会規程に基づいて業務執行を行っております。また、取締役会では定期的に執行役員会の状況が報告されております。
- ・ 監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に基づいて、取締役の職務の執行および執行役員の業務執行、取締役会による執行役員の業務執行監督状況について監査を実施しております。なお、監査役会の監査方針および監査計画は、取締役会で説明され、監査の結果や状況についても定期的に取締役会に報告されております。
- ・ 内部監査室は、年度計画に基づき子会社を含む当社グループにおける業務の適正性等について監査を実施し、業務の適正が確保されていることを確認するとともに、内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に定期的に報告しております。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 「日清オイリオグループ行動規範」の冊子を国内外の役員、従業員に配付しております。
- ・ 新任社外取締役に対して、当社におけるガバナンス体制・コンプライアンス等に関するトレーニングの機会を提供しております。
- ・ 弁護士が講師を務める企業倫理講演会を開催し、主に当社の管理職が受講しました。また、当社グループの従業員等を対象に啓発・教育活動を実施することなどにより、行動規範のグループ内への浸透およびコンプライアンス推進を図っております。
- ・ 当社および当社グループ傘下企業の役員、従業員を対象とした企業倫理ホットラインについては、社内窓口および社外窓口を設け、匿名での情報提供を可能として運用しております。通報された内容については、企業倫理委員会にて審議し、再発防止を図っております。
- ・ 企業倫理委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告しております。
- ・ 当社法務部門は、当社グループの法令遵守状況の確認を行うとともに、法務教育を実施しております。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスクマネジメント委員会において、当事業年度の期初に、当社事業の重要リスクを整理し、それに対するリスクマネジメントの取組み計画を策定しております。当事業年度の期末において、取組み状況の報告・評価や新たに発現したリスクの整理を行ったうえで、次年度のリスクマネジメント方針について検討しました。
 - ・リスクマネジメント委員会はリスクベースアプローチにより、リスクマトリクス図を作成しており、重要リスクに対しては業務部門および統括部門が相互連携し、PDCAサイクルによるリスクマネジメントを実施しております。
 - ・投融資の運用について、投融資規程に基づき、経営戦略との整合性、資本コストおよびインターナルカーボンプライシングを踏まえた投資採算性、中長期的な投資戦略、事業の継続性などの観点で案件の推進の可否を判断しております。また、推進中の案件についてもモニタリングを行っております。
 - ・BCP（事業継続計画）を随時見直すとともに、主要拠点において大規模地震の発生等を想定した訓練を実施しております。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿の実現に向けた具体的な成長戦略として、2021年度から2024年度の中期経営計画「Value Up+」を推進してまいりました。
「Value Up+」の期間においては、各重点領域における取組みを着実に遂行していくことを目的に、KPI管理のフレームワーク（達成チャート）を設定しました。経営目標を実現するための取組みについて、「成長性」「積極投資」「持続性」「効率性」の4つの視点から整理し、CSV目標を含む8つのKGIと、そこから派生する具体的な行動目標を年度毎に64個のKPIに展開し、進捗管理を行いました。
 - ・「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿の実現に向けて、2025年度から開始する中期経営計画「Value UpX」を策定しました。これまでの成果を土台に、成長をさらに加速させることで、「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿の実現を確実なものとするとともに、2030年から先の成長にも目を向けた具体的な行動を開始しております。「Value UpX」においては、「日清オイリオグループビジョン2030」で設定した「すべての人の健康」「おいしさ、美のある豊かな生活」「地球環境」「食のバリューチェーンへの貢献」「信頼でつながるサプライチェーン」「人材マネジメント」の6つの重点領域のうち、「すべての人の健康・美しく豊かな生活」「食のバリューチェーンへの貢献」を当社が実現したい社会価値の中心に置き、将来の成長に向けた戦略を実行していきます。
 - ・「Value UpX」の策定において、当社グループの戦略的観点から、事業セグメントを見直すとともに、全社戦略に紐づくCSV目標を設定しております。「Value UpX」にて設定した経営目標については、経営計画の進捗を管理・モニタリングし、適宜改善を図ってまいります。
 - ・当社グループの中期経営計画の達成に向け、毎月開催される執行役員会において、重要案件に係る意思決定および経営計画の進捗管理を行っております。
 - ・取締役の職務執行および執行役員の業務執行の効率性を高めるため、当事業年度は以下の審議委員会等を設置しておりました。
 - ＜取締役会が設置する委員会＞
経営サステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会、投融資委員会、企業倫理委員会、内部統制委員会
 - ＜取締役会が設置する協議会＞
社外役員協議会

<業務執行の審議機関>

事業戦略会議

<執行役員会が設置する審議委員会>

品質マネジメント委員会

- ・ 当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にするとともに、担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導・監督しております。
 - ・ 関係会社管理規程の定めるところにより、経営サステナビリティ推進室が子会社全体の管理を行い、企業集団としての戦略と各子会社運営の適正性を総合的に評価しております。
- (5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会、執行役員会ならびに取締役会の諮問委員会および取締役会が設置する審議委員会などの議事録を法令および社内規程等に基づき保存しており、取締役会の構成員がこれらを閲覧できる体制をとっております。
 - ・ 社外取締役および社外監査役に対しても、社内取締役および執行役員と同様の社内イントラネットを提供しており、情報共有する体制を運用しております。
- (6) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 関係会社管理規程に定めるところにより、各子会社から営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、四半期ごとに執行役員会に報告しております。
 - ・ 内部監査室は、年度計画に基づき子会社の監査を実施し、業務の適正が確保されていることを確認しております。
- (7) その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- ・ 内部統制委員会の運営を通して内部統制システムの強化・改善を継続的に実施しております。また、内部統制システムの運用評価を内部監査室が実施しております。
 - ・ 海外子会社の会計監査については、日清奥利友（中国）投資有限公司他7社は、当社の監査公認会計士等が所属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループの現地事務所に委嘱しており、PT Indoagri Daitocacaolは、Ernst&Youngの現地事務所が同社の財務諸表関係の監査を行っております。
- (8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査の実効性向上に向けた取り組みとして、監査役会の実効性に関する評価を実施しました。抽出された課題について、実効性の更なる改善に向け、必要な対応を図っております。
 - ・ 当事業年度から監査機能の更なる充実・強化を目的として、監査役監査業務の補助を行う専任の監査役スタッフを1名配置し、より充実した監査体制を構築しております。
 - ・ 常勤監査役が執行役員会へ出席するとともに、経営サステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会、内部統制委員会、および事業戦略会議にオブザーバー出席することなどにより、内部統制に関する状況の把握を可能にしております。
 - ・ 取締役・執行役員との個別面談、各部門・子会社への往査、監査役とコーポレートスタッフ部門との定期協議等により、実効性の維持・向上を図っています。
 - ・ 監査役は、取締役社長と四半期ごとに、会計監査人および内部監査室とは四半期に2回以上、意見交換会を実施しており、監査の実効性を高めております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、あらゆるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を持続的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為に対し、売却を行うか否かの判断や会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、最終的には個々の株主の皆様委ねられるべきものであります。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなども想定されるため、株主の皆様が十分な情報を得たうえで判断をされる必要があると考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為を行う者の意向を慎重に確認したうえで、当該大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な情報（独立社外取締役の意見を尊重した当社取締役会の意見を含みます）を提供し、検討のための時間を確保するよう努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 16,332 | 21,663 | 128,650 | △ 4,068 | 162,576 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 6,515 | | △ 6,515 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 12,850 | | 12,850 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 4 | △ 4 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 0 | | 29 | 29 |
| 持分法適用範囲の変動 | | | 416 | | 416 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | 0 | 6,752 | 24 | 6,777 |
| 当 期 末 残 高 | 16,332 | 21,663 | 135,402 | △ 4,044 | 169,353 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 11,069 | 746 | 7,271 | 957 | 20,045 | 9,940 | 192,562 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △ 6,515 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 12,850 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △ 4 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | 29 |
| 持分法適用範囲の変動 | | | | | | | 416 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | △ 3,696 | △ 962 | 1,895 | 511 | △ 2,252 | 999 | △ 1,253 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △ 3,696 | △ 962 | 1,895 | 511 | △ 2,252 | 999 | 5,523 |
| 当 期 末 残 高 | 7,373 | △ 215 | 9,166 | 1,468 | 17,792 | 10,939 | 198,086 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社25社のうち、20社を連結の範囲に含めております。なお、当連結会計年度中の増減はありません。主要な連結子会社は次のとおりであります。

日清商事(株)、日清物流(株)、大東カカオ(株)、日清奥利友(中国)投資有限公司、Intercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd.、PT Indoagri Daitocacao

非連結子会社5社の総資産、売上高、純損益および利益剰余金等の持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社5社および関連会社10社のうち7社に対する投資について、持分法を適用しております。なお、当連結会計年度中の増減はありません。

主要な持分法適用関連会社は次のとおりであります。

(株)ピエトロ、和弘食品(株)、幸商事(株)、中糧日清(大連)有限公司、製油パートナーズジャパン(株)

非連結子会社5社および関連会社3社の純損益および利益剰余金等の持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海日清油脂有限公司、日清奥利友(中国)投資有限公司、Intercontinental Specialty Fats (Shanghai) Co., Ltd.、および日清奥利友(上海)国際貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しております。

なお、当連結会計年度より、IQL-USA Inc.は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。この変更による決算上の影響はございません。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

| | |
|----------------------|---|
| 市場価格のない株式等以外のもの…………… | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等…………… | 移動平均法による原価法 |
 - ② デリバティブ……………時価法
 - ③ 棚卸資産

製品……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料……………主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）…定額法
主な耐用年数は、建物及び構築物が5～50年、機械装置及び運搬具が4～16年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己保有の固定資産に適用する減価償却方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 使用権資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することを基準としております。
- ② 役員賞与引当金
当社および国内連結子会社は、各社の役員の賞与の支出に備えて当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
国内連結子会社は、各社の役員の退職慰労金の支出に備えて各社の支給内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金
当社は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えて当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 買付契約評価引当金
買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 〈ヘッジ手段〉 | 〈ヘッジ対象〉 |
| 為替予約取引…………… | 外貨建売上債権・仕入債務および外貨建予定売上取引・仕入取引・借入金 |
| 商品先物取引…………… | 外貨建予定売上取引・仕入取引 |
| 通貨オプション取引…………… | 外貨建仕入債務・外貨建予定仕入取引 |
| 通貨金利スワップ…………… | 外貨建貸付金又は借入金の元本および利息 |
- ③ ヘッジ方針
当社グループでは、デリバティブ・商品先物取引等管理規程等に基づき、通常の事業活動における輸出入取引等に係る為替変動リスク、原料価格の相場変動リスクおよび借入金の金利変動リスクについて、必要な範囲内でヘッジすることを方針としております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に油脂事業、加工食品・素材事業、ファインケミカル事業における商品又は製品の販売によるものであり、当社グループは顧客との販売契約に基づき受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っております。

販売からの収益は、引渡時点において当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しております。

これらの商品又は製品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

販売促進費等の顧客に支払う対価については、その内容が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いではない場合は、取引価格からその対価を控除し、収益を測定することとしております。

これら商品又は製品のうち国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間にわたり均等償却しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還までの期間にわたる定額法

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当社は2018年5月9日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、417百万円および131千株であります。

(固定資産の譲渡)

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、以下のとおり、固定資産の譲渡について決議いたしました。

(1)譲渡の理由

現在の利用状況を鑑み、経営資源の有効活用を図るため、以下の固定資産を譲渡することといたしました。

(2)譲渡資産の内容

| 資産の内容および所在地 | 譲渡益 | 現況 |
|--|--------|------|
| 土地 25,754.28㎡ 所在地 神奈川県横浜市神奈川区千若町一丁目3番地1 | 約231億円 | 事業用地 |

(注) 譲渡価額および帳簿価額につきましては、相手先との取り決めにより公表を差し控えていただきますが、競争入札による適正な価格での譲渡となります。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額と譲渡に係る諸費用の見込額を控除した概算額です。

(3)譲渡相手先の概要

譲渡の相手先につきましては、国内の事業法人であります。相手先との取り決めにより公表を差し控えていただきます。なお、相手先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。また、相手先は当社の関連当事者には該当しません。

(4)譲渡の日程

| | |
|----------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 2025年3月21日 |
| ②契約締結日 | 2025年3月21日 |
| ③物件引渡期日 | 2025年5月30日（予定） |

(5)今後の見通し

当該固定資産の譲渡が当連結会計年度の業績に与える影響はありません。当該固定資産の譲渡に伴い発生する譲渡益約231億円は、2026年3月期第1四半期連結決算において特別利益に計上する見込みです。

(固定資産の取得)

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、以下のとおり、固定資産の取得について決議いたしました。

(1)取得の理由

当社の横浜磯子事業場の用地拡大のため、以下の固定資産を取得することといたしました。なお、物件引渡期日以降も取得相手先が本物件の使用を継続（リースバック）し、2031年3月末までに更地化のうえ明渡しを受ける予定です。

(2)取得資産の概要

| 資産の内容および所在地 | 現況 |
|---|------|
| 土地 40,150.01㎡ 所在地 神奈川県横浜市磯子区新磯子町33番地 | 事業用地 |

(注) 取得価額につきましては、相手先との取り決めにより公表を差し控えさせていただきますが、市場価格を反映した適正な価格での取得となります。

なお、取得価額は当社直前連結会計年度の連結純資産の30%未満となります。

(3)取得相手先の概要

| | | |
|---------------|--|------------|
| ①名称 | 株式会社 東芝 | |
| ②所在地 | 東京都港区芝浦一丁目1番1号 | |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役 社長執行役員 CEO 島田 太郎 | |
| ④事業内容 | エネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、ビルソリューション、リテール&プリンティングソリューション、デバイス&ストレージソリューション、デジタルソリューション、バッテリービジネス、その他 | |
| ⑤資本金 | 201,449百万円（2024年3月31日現在） | |
| ⑥設立年月日 | 1904年6月25日 | |
| ⑦純資産 | 710,561百万円 | |
| ⑧総資産 | 2,004,517百万円 | |
| ⑨大株主及び持株比率 | TBJH(株) 100% | |
| ⑩上場会社と当該会社の関係 | 資本関係 | 該当事項はありません |
| | 人的関係 | 該当事項はありません |
| | 取引関係 | 該当事項はありません |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません |

(4)取得の日程

| | |
|----------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 2025年3月21日 |
| ②契約締結日 | 2025年3月21日 |
| ③物件引渡期日 | 2025年5月30日（予定） |

(5)今後の見通し

当該固定資産の取得が当連結会計年度の業績に与える影響はありません。今後開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示いたします。

会計方針の変更に関する注記 (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」といいます。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券

270百万円
270百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金

51百万円
51百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 181,900百万円

3. 保証債務

銀行借入金に対する保証

当社従業員

4百万円

4. 当座貸越契約およびコミットメントライン契約

当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額

111,219百万円

借入実行残高

19,060百万円

差引額

92,158百万円

連結損益計算書に関する注記

退職給付制度改定損

当社は2025年4月1日付で退職一時金制度の一部及び企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。この制度変更については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、当連結会計年度において退職給付制度改定損560百万円を特別損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度末における発行済株式の総数
普通株式

33,716,257株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,583 | 110.00 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |
| 2024年11月8日 取締役会 | 普通株式 | 2,931 | 90.00 | 2024年9月30日 | 2024年12月3日 |

- (注) 1. 2024年6月27日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金15百万円が含まれております。
2. 2024年11月8日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,931 | 90.00 | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

- (注) 配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、長期的な資金は、主に油脂事業、加工食品・素材事業、ファインケミカル事業を中心とした投資計画に照らして必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の取締役会で定められた与信管理規程および各社毎に定めた社内管理規程等に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券に分類されるその他有価証券は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債や長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、通常の事業活動に係る輸出入取引等を踏まえ、必要な範囲内で利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形および買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 (※) | 時価 (※) | 差額 |
|------------------|--------------------|----------|-------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 関連会社株式 | 1,984 | 3,998 | 2,014 |
| その他有価証券 | 15,428 | 15,428 | — |
| (2) 社債 | (15,000) | (14,395) | 605 |
| (3) 長期借入金 | (50,623) | (49,301) | 1,322 |
| (4) デリバティブ取引 | 490 | 490 | — |

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1)金融商品の時価算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格又は市場価格に基づき算定しております。

(注2)非上場株式等は市場価格がないため、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債)

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------------------|--------|-------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| ①その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 15,428 | — | — | 15,428 |
| (2) デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 339 | — | 339 |
| 金利関連 | — | 82 | — | 82 |
| 商品先物関連 | 645 | 1,195 | — | 1,840 |
| 資産計 | 16,074 | 1,616 | — | 17,691 |
| (2) デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 953 | — | 953 |
| 商品先物関連 | 211 | 606 | — | 818 |
| 負債計 | 211 | 1,559 | — | 1,771 |

(時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債)

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------------------|-------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| ②関連会社株式 | 3,998 | — | — | 3,998 |
| 資産計 | 3,998 | — | — | 3,998 |
| (3) 社債 | — | 14,395 | — | 14,395 |
| (4) 長期借入金 | — | 49,301 | — | 49,301 |
| 負債計 | — | 63,696 | — | 63,696 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

① その他有価証券

株式は、当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価しているため、レベル1に分類しております。

② 関連会社株式

当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価しているため、レベル1に分類しております。

(2) デリバティブ取引

通貨関連、並びに金利関連は、取引金融機関から提示される価格に基づいて評価しているため、レベル2に分類しております。

商品先物関連は、当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価する場合にはレベル1、取引金融機関から提示された価格に基づいて評価する場合にはレベル2に分類しております。

(3) 社債

取引金融機関から提示される価格に基づいて評価しているため、レベル2に分類しております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、債務の残存期間、および借入実行時の実効レートと指標利率との差を信用リスクとして加味した割引率に基づき割り引いた現在価値を時価としているため、レベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは事業部を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「油脂事業」、「加工食品・素材事業」、「ファインケミカル事業」の3つを報告セグメントとしております。

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注) | 合計 |
|---------------|-----------|----------|---------|-------------------|--------------------|---------|------------|---------|
| | 油脂事業 | | | 加工食品 ・ 素材事業 | ファイン ケミカル 事業 | 計 | | |
| | 油脂・ 油糧 | 加工 油脂 | 小計 | | | | | |
| 日本 | 294,978 | 14,568 | 309,547 | 70,035 | 10,531 | 390,114 | 1,991 | 392,106 |
| アジア | 3,926 | 58,685 | 62,612 | 8,656 | 4,376 | 75,645 | － | 75,645 |
| その他 | 139 | 56,663 | 56,803 | 16 | 5,922 | 62,741 | － | 62,741 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 299,045 | 129,917 | 428,962 | 78,708 | 20,830 | 528,501 | 1,991 | 530,493 |
| その他の収益 | － | － | － | － | － | － | 385 | 385 |
| 外部顧客への売上高 | 299,045 | 129,917 | 428,962 | 78,708 | 20,830 | 528,501 | 2,376 | 530,878 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システム等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 5,772.47円
- 1 株当たり当期純利益 396.41円

(注) 役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度131,100株)
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度134,215株)

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 16,332 | 24,742 | 7 | 24,750 | 3,611 | 587 | 45,100 | 34,535 | 83,834 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △ 6,515 | △ 6,515 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 8,853 | 8,853 |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | △ 11 | | 11 | － |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | 0 | 0 | － | △ 11 | － | 2,349 | 2,338 |
| 当 期 末 残 高 | 16,332 | 24,742 | 8 | 24,750 | 3,611 | 576 | 45,100 | 36,884 | 86,172 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|---------|------------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | 其他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △ 4,030 | 120,886 | 9,255 | 461 | 9,717 | 130,603 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 6,515 | | | | △ 6,515 |
| 当期純利益 | | 8,853 | | | | 8,853 |
| 圧縮積立金の取崩 | | － | | | | － |
| 自己株式の取得 | △ 4 | △ 4 | | | | △ 4 |
| 自己株式の処分 | 29 | 29 | | | | 29 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | △ 3,550 | △ 805 | △ 4,356 | △ 4,356 |
| 事業年度中の変動額合計 | 24 | 2,363 | △ 3,550 | △ 805 | △ 4,356 | △ 1,992 |
| 当 期 末 残 高 | △ 4,005 | 123,249 | 5,705 | △ 344 | 5,361 | 128,610 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 製 品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ② 原 材 料……………先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ③ 貯 蔵 品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
主な耐用年数は建物および構築物が5～50年、機械及び装置、車両運搬具および工具、器具及び備品が4～16年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することを基準としております。
 - ② 役員賞与引当金
役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。
 - ④ 株式給付引当金
株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ⑤ 買付契約評価引当金
買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - ⑥ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状況を勘案して、損失見込額を計上しております。

会計方針の変更に関する注記 (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

会計方針の変更に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 会計方針の変更に関する注記(会計方針の変更) (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

役員向け株式報酬制度に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報(役員向け株式報酬制度)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の譲渡)

固定資産の譲渡に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報(固定資産の譲渡)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の取得)

固定資産の取得に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報(固定資産の取得)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

| | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) | 97,340百万円 |
| 2. 保証債務 銀行借入金に対する保証 従業員 | 4百万円 |
| 3. 当座貸越契約およびコミットメントライン契約 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額 | 85,350百万円 |
| 借入実行残高 | 6,500百万円 |
| 差引額 | 78,850百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 | 22,345百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,792百万円 |
| 短期金銭債務 | 20,205百万円 |
| 長期金銭債務 | 93百万円 |

損益計算書に関する注記

| | |
|---|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 売上高 | 87,191百万円 |
| 仕入高 | 69,996百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,658百万円 |
| 2. 退職給付制度改定損 退職給付制度改定損に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 連結損益計算書に関する注記(退職給付制度改定損)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,271,386株

(注) 当事業年度末における普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式131,100株を含めております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | |
|------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 棚卸資産 | 423百万円 |
| 未払費用 | 1,020 |
| 繰延ヘッジ損益 | 159 |
| 関係会社出資金評価損 | 289 |
| 固定資産減損損失 | 445 |
| その他 | 434 |
| 小計 | 2,771 |
| 評価性引当額 | △ 488 |
| 繰延税金資産合計 | 2,283百万円 |

| | |
|--------------|----------|
| 繰延税金負債 | |
| 圧縮記帳積立金 | 691百万円 |
| 退職給付引当金 | 731 |
| 退職給付信託設定益 | 381 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,623 |
| その他 | 148 |
| 繰延税金負債合計 | 4,576百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 2,293百万円 |

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------|---------|----------------------------|------------|-------------------------|-------------------|---------------|-----|---------------|
| | | | 役員の 兼務等 | 事実上の関係 | | | | |
| その他の 関係会社 | 丸 紅 (株) | (被所有) 直接 16.0 | 転籍 1 人 | 当社製品の販売 及び原材料の仕 入 | 油脂・油粕の 販売 (注1) | 23,786 | 売掛金 | 4,457 |
| | | | | | 原材料の仕入 (注 2) | 33,568 | 買掛金 | 4,293 |

(注 1) 油脂・油粕販売取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2) 原材料の仕入については、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--------------|----------------------------|------------|----------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|
| | | | 役員の 兼務等 | 事実上の関係 | | | | |
| 子会社 | 日清商事(株) | 直接 45.5 間接 2.7 | 兼任 1 人 | 当社製品の販売 | 油脂・油粕の 販売 (注 1) | 43,380 | 売掛金 | 8,786 |
| | 日清物流(株) | 直接 100.0 | 兼任 2 人 | 当社製品の 製造・配送 | 資金の借入 (注 2、3) | △ 222 | 短期 借入金 | 5,982 |
| | 大東力カオ (株) | 直接 61.2 | 兼任 1 人 | 当社製品の販売 | 資金の貸付 (注 3、4) | △ 1,121 | 短期 貸付金 | 1,389 |
| | | | | | 資金の貸付 (注 4) | 478 | 短期 貸付金 | 632 |
| | | | | | | 長期 貸付金 | 2,469 | |

(注 1) 油脂・油粕販売取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 3) 資金の借入および貸付の取引金額についてはキャッシュマネジメントシステムによる借入および貸付における前期末残高と当期末残高の差額を記載しております。

(注 4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

収益認識に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,963.98円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 272.91円 |

(注) 役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度131,100株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度134,215株)

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。